落札者決定基準

工 事 名:〇〇〇工事 工事番号:第〇一〇号

工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【技術提案評価型(WTO)(鋼橋)】

【発注部局】 食農部 【工種(区分)】 鋼橋

分	·類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
技 術 提 案 書 注1)		総合的なコストの縮減 に関する項目	・維持管理費・更新費 ・その他、補償費 等			
	技術提案に係る項目	工事目的物の性能・機 能の向上に関する項目	・初期性能の持続性の向上・強度、耐久性、安定性の向上・供用性の向上			
		社会的要請の対応に関する項目	 ・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質 汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・交通の確保(規制車線数、規制時間、 交通ネットワークの確保、災害復旧な ど) ・特別な安全対策 ・省資源対策又はリサイクル対策 			小計6~48 点満点
		配置予定技術者の技術	主任技術者・監理技術者(JVの場合は 構成員全員)の技術提案の記載内容 に対する理解度 (ヒアリングで聞き取り) (注5)	a. 内容を理解しているb. 一部でも理解していない技術者がいる(注2)c. 全く理解していない技術者がいる(注3)	0 Max -10 欠格	小計 0点 満点
	加 算 点 合 計 (注4)				6~48点満点	

- (注1)技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。
- (注2)減点の基準として、出席した配置予定技術者を指名し回答できない場合、その都度その者が主たる配置予定技術者の場合は-3点、従になる配置予定技術者の場合は-1点とし、その場で委員長に確認を行い配置予定技術者に伝える。
- (注3)「全く理解していない技術者がいる」とは、1回も回答できない配置予定技術者が1人でもいる場合とする。
- (注4) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
- (注5) ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者になれない。 但し、入札参加要件を満足する配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合において、やむを得ない理由による欠席で、ヒアリングの前日(土・日・祝日を含まない)の正午までに理由 書の提出がある場合はこの限りではない。 なお、この場合において、主たる配置予定技術者が欠席した場合は一3点、従になる配置予定技術者が欠席した場合は1社あたりー1点とし、減点する。

工 事 名: OOOO工事 工事番号:第O-O号

工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 食農部

鋼橋

【工種(区分)】

■落札者決定基準【技術提案評価型①(鋼橋)】

分類	į	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
	支術是案	総合的なコストの縮減に関する項目 (注11) エ事目的物の性能・機 能の向上に関する項目 (注11)	・その他、補償費 等・初期性能の持続性の向上・強度、耐久性、安定性の向上・供用性の向上 等			راب = +6 م. 26
	こ 系る 項	社会的要請の対応に関 する項目 (注11)	 環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質 汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) 交通の確保(規制車線数、規制時間、 交通ネットワークの確保、災害復旧な ど) 特別な安全対策 省資源対策又はリサイクル対策 		(評価内容および配点 は案件毎に決定) 	小計6〜36 点満点
技		工事成績評定点 (JVは全構成会社	過去5年間に元請(JVの構成員として請 負った工事を含む)として完成・引渡が完 了した、奈良県食農部及び環境森林部 発注の「設計金額が2千万円以上の鋼	a. 65点以上 	(工事成績評定点の平均値 -65)×0.1 Max2.5 (工事成績評定点の平均値 -65)×0.4	
術 提 案	企	業 する)	橋の工事」の工事成績評定点の平均値 (過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)(注10)	c. 60点未満	-3	
音 (注 1) が コ	業の施工実法	実 績 (注 6) 表彰(JVは全構成	過去4年間における農林水産省が鋼橋 の工事に対して行った表彰 (注2)(注5)	a. 下記の表彰がある(各表彰の工事1件当たり O. 4点とする) 〇近畿農政局管内発注の農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰(地域貢献活動の表彰は除く) ・大臣表彰 ・農村振興局長表彰 ・近畿農政局長表彰 〇治山・林道工事コンクールの表彰 ・大臣表彰 ・林野庁長官表彰 b. 上記aに該当しない	Max 1.5	小計 6点 満点
新	漬		同種工事	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、		
等	- 10	配置予定技術者の実績 (ここでいう配置予定技術	0000	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は宗良県が発注し、 完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある 	2	
		ととする。JVは代表者のみ	過去15年間の元請(JVの構成員として 請負った工事を含む)として完成・引渡が 完了した最終請負金額(税込み)が2千	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、 又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	
	: :	大田担任田一)の中は	5日万円以上の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験	c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	
			(注2)(注8)(注12)(注13) d. 上記a、b、cに該当しない	0	<u> </u>	
				加 算 点 合 計(注9)	12~42点満	点

- (注1)技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項 目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし 入札参加を認めないものとする。
 - 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印 なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定 技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。 表彰における過去4年間とは、令和2年4月1日~令和6年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰 を受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加点するものとする。
- 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。 (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。

「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。

- (注4) 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5)鋼橋の工事には、土木工事・舗装工事・PC橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・さく井工事を含まない。
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注7)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)
 又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するも
- (注8)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点によりO点を下回る場合は失格とする。

のとする。

- (注10) 「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。 「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る)を含むも のとする。
- (注11)評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注12) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注13) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注14)複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

落札者決定基準

工事名:〇〇〇工事 工事番号:第〇一〇号

工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】

食農部 鋼橋 【工種(区分)】

■落札者決定基準【企業・技術者評価型①(鋼橋)】

分	類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
		丁事成績評定占	過去5年間に元請(JVの構成員として請 (JV)負った工事を含む)として完成・引渡が完	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値 -65)×0.1 Max2.5	
		は全構成会社別採点し、出資比率	に 了した、奈良県食農部及び環境森林部 率に 発注の「設計金額が2千万円以上の鋼 情の工事」の工事成績評定点の平均値	b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値 ー65)×0.4	
	企	企 よる加里平均と 業 る) の 施	(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)(注10)	c. 60点未満	-3	
技術提案書	業の施工実	工 実 績 (注 6) 表彰(JVは全構 社別に採点し、 比率による加重 とする)	」資 週本4年间にのける辰外小生自か軕筒	a. 下記の表彰がある(各表彰の工事1件当たり O. 4点とする) 〇近畿農政局管内発注の農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰(地域貢献活動の表彰は除く) ・大臣表彰 ・農村振興局長表彰 ・近畿農政局長表彰 〇治山・林道工事コンクールの表彰 ・大臣表彰 ・林野庁長官表彰	Max 1.5	小計 6点 満点
(注 1)	績			b. 上記aに該当しない	0	
1)	等	配置予定技術者の実施ででいるでは、ここでいる配置予定技	術	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、 完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2	
		ととする。JVは代表者のみ	のみ フェル 是終詩色全類(形式み)が2チ5芒	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、 又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	
		採点する)又は専任補者(現場代理人)の実施(注7)(注13)	切 万円以上の同種工事についての主任技 術者・監理技術者・現場代理人としての 施工経験	c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	
			(注2)(注8)(注11)(注12)	d. 上記a、b、cに該当しない	0	
				加 算 点 合 計(注9)	6点満点	

- (注1)技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印 なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定 技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。 表彰における過去4年間とは、令和2年4月1日~令和6年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を 受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加点するものとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。

(注4)過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点はO点とする。

- ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5)鋼橋の工事には、土木工事・舗装工事・PC橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・さく井工事を含まない。
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注7)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合) 又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を 途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するも
- (注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点によりO点を下回る場合は失格とする。

のとする。

- (注10)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。 「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る)を含むもの とする。
- (注11)現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12)現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注13)複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

工事名:〇〇〇〇工事 工事番号:第〇一〇号 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【技術提案評価型②(鋼橋)】

【発注部局】 食農部 【工種(区分)】 鋼橋

分類	i	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)内容 評価(審査)基準		
	総合的	・維持管理費・更新費				
		百日 (注11)	・その他、補償費等		1	
 ±			・初期性能の持続性の向上		1	
技術場	工事目的物の性能・機 能の向上に関する項目・強		・強度、耐久性、安定性の向上			
提案に	(注1	1)	・供用性の向上 等		 (評価内容および配点 — は案件毎に決定) 	小計6~2 点満点
係る項目		的要請の対応に関	・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質 汚濁、地盤沈下、土壌汚染など)・交通の確保(規制車線数、規制時間、 交通ネットワークの確保、災害復旧な			
	する ^項 (注1	1)	… <u>ど)</u> ・特別な安全対策		1	
			・省資源対策又はリサイクル対策			
					 (工事成績評定点の平均値	
		工事或结款完占	過去5年間に元請(JVの構成員として請 の ままままないして完成。 3.25 だ	a. 65点以上	(工事成績計と無の干均値 -65)×0.1 Max2.5	
		(JVは全構成会社 別に採点し、出資比	鋼橋の工事」の工事成績評定点の平均	b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値 ー65)×0.4	
	企業の施		値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)(注10)	c. 60点未満	-3	
企	工実績注 6)		過去4年間における農林水産省が鋼橋 の工事に対して行った表彰 (注2)(注5)	a. 下記の表彰がある(各表彰の工事1件当たり O. 4点とする) 〇近畿農政局管内発注の農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰(地域貢献活動の表彰は除く) ・大臣表彰 ・農村振興局長表彰 ・近畿農政局長表彰 〇治山・林道工事コンクールの表彰 ・大臣表彰 ・林野庁長官表彰	Max 1	
- 業 				b. 上記aに該当しない	0	
の	ISOS	9000シリーズ、1400	Oシリーズ認証取得(JVは全構成会社別)	a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリー ズ認証を取得している	1	
施	に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)			b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリー ズ認証を取得している	0.5	·· 小計10
エ				c. 上記a、bに該当しない	0	- - -
実績		予定技術者の実績 でいう配置予定技術 .	□ 同種工事 ○○○○	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、 完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2	
	者は、工場ではなく工事現場に配置する技術者のこととする。JVは代表者のみ		過去15年間の元請(JVの構成員として 請負った工事を含む)として完成・引渡 が完了した最終請負金額(税込み)が2	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、 又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	
	者(現	30/人は守住に3 見場代理人)の実績)(注14)	十5百万円以上の同種工事についての 主任技術者・監理技術者・現場代理人と しての施工経験	c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方 公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	
				d. 上記a、b、cに該当しない	0	
		地域精通度(JVは全構成 会社別に採点し、出資比 率による加重平均とする) (注6)		a. 本工事の公告日時点において「奈良県内に〇〇工事業の建設業許可を受けている本店」、又は 本工事の公告日時点において「奈良県内に本工事の鋼橋桁を製作する工場」がある	2.5	
	率に。			b. 本工事の公告日時点において「奈良県内に〇〇工事業の建設業許可を受けている、支店又は営業所」がある	1	1
	八土〇			0		
	成会	社会・地域貢献(JVは全構 成会社別に採点し、出資 比率による加重平均とす	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1		
	元十 る) (注6)			b. 上記aに該当しない	0	

- - 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2)工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。 表彰における過去4年間とは、令和2年4月1日~令和6年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰 を受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加点するものとする。
- 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。 (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5)鋼橋の工事には、土木工事・舗装工事・PC橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・さく井工事を含まない。
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注7)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務
- (注8)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。

するものとする。

- (注10) 「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。 「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る)を含むも のとする。
- (注11)評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。

ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。

- (注12)現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。
- (注13) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。

- (注14) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。
- (注15)「奈良県内に本工事の鋼橋桁を製作する工場」とは、上表に記載の鋼橋桁を製作する自社工場をいう。なお、「奈良県内に本工事の鋼橋桁を製作する工場」で加点され落札した後、自社工場で鋼橋桁を製作で きなかった場合は、工事成績評定において10点減点とする。

工事名:〇〇〇〇工事工事番号:第〇一〇号

工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【企業・技術者評価型②(鋼橋)】

【発注部局】 食農部 【工種(区分)】 鋼橋

分類	i	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
		工事成績証完占(.IV	過去5年間に元請(JVの構成員として請 負った工事を含む)として完成・引渡が	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値 ー65)×0.1 Max2.5	
		は全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	完了した、奈良県食農部及び環境森林 部発注の「設計金額が2千万円以上の 鋼橋の工事」の工事成績評定点の平均 値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)(注10)	b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値 ー65)×0.4	
	企業の施			c. 60点未満	-3	
企	工実績	表彰(JVは全構成会 社別に採点し、出資 比率による加重平均 とする)	過去4年間における農林水産省が鋼橋	a. 下記の表彰がある(各表彰の工事1件当たり O. 4点とする) 〇近畿農政局管内発注の農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰(地域貢献活動の表彰は除く) ・大臣表彰 ・農村振興局長表彰 ・近畿農政局長表彰 〇治山・林道工事コンクールの表彰 ・大臣表彰 ・林野庁長官表彰	Max 1	
業					0	
の				a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ記載も取得している	1	
施	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別 に採点し、出資比率による加重平均とする) b (注6)			ズ認証を取得している b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリー ズ認証を取得している	0.5	 小 10
I I	ロ任一志			c. 上記a、bに該当しない	0	満
実		予定技術者の実績	□ 同種工事 ○○○○	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、 完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある (注16)	2	2
等			き色ったて東た合む) は て中代・引流	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、 又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	
	者(現	発点する)又は専任補助 対(現場代理人)の実績 注7)(注13)	場代理人)の実績 主任技術者・監理技術者・現場代理人と	c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	
			(220) (220) (2211) (2210)	d. 上記a、b、cに該当しない	0	
	会社	精通度(JVは全構成	鋼橋桁 ○○○○	a. 本工事の公告日時点において「奈良県内に〇〇工事業の建設業許可を受けている本店」、又は 本工事の公告日時点において「奈良県内に本工事の鋼橋桁を製作する工場」がある	2.5	
		注社別に採点し、出資比 による加重平均とする) 注6)	する) 本店等の所在地 (注14)	b. 本工事の公告日時点において「奈良県内に〇〇工事業の建設業許可を受けている、支店又は営業所」がある	1	
	\ <u>``</u>	,		c. 上記a、bに該当しない	0	
	社会・地域貢献(JVは全構 成会社別に採点し、出資 比率による加重平均とす る) (注6)			a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1	
				b. 上記aに該当しない	0	
				加 算 点 合 計(注9)	10点満点	

(注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。

技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。

- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。 表彰における過去4年間とは、令和2年4月1日~令和6年3月31日までに完成・引渡が完了し
 - 表彰における過去4年間とは、令和2年4月1日~令和6年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰 を受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加点するものとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5)鋼橋の工事には、土木工事・舗装工事・PC橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・さく井工事を含まない。
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合) 又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を

(注7)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。

- 又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を 途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するも のとする。
- (注8)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点によりO点を下回る場合は失格とする。
- (注10)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。 「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る)を含むもの とする。
- (注11)現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。
- (注12) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注13)複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。

(注14)「奈良県内に本工事の鋼橋桁を製作する工場」とは、上表に記載の鋼橋桁を製作する自社工場をいう。なお、「奈良県内に本工事の鋼橋桁を製作する工場」で加点され落札した後、自社工場で鋼橋桁を製作で きなかった場合は、工事成績評定において10点減点とする。